

第74回秋田市中学校総合体育大会
令和7年度 秋田市中学校柔道大会要項

- | | | | | | |
|---|---|-------|--|----------|------------|
| 1 | 目 | 的 | この大会は、中学校教育の一環として中学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、心身共に健康な中学校生徒を育成するとともに、中学校生徒相互の親睦を図るものである。 | | |
| 2 | 主 | 催 | 秋田市中学校体育連盟 | 秋田市教育委員会 | |
| 3 | 主 | 管 | 秋田市中学校体育連盟柔道専門部 | | |
| 4 | 後 | 援 | (一財) 秋田市スポーツ協会 | 秋田魁新報社 | |
| 5 | 会 | 期 | 令和7年6月14日(土)・15日(日) | | |
| | | | 【競技日程】 | 6月14日(土) | 開 場 8:00 |
| | | | | 団体戦計量 | |
| | | | | ・非公式 | 8:00～ 8:30 |
| | | | | ・公式 | 8:30～ 9:00 |
| | | | | 審判監督会議 | 9:00～ 9:30 |
| | | | | 開 会 式 | 9:40～ 9:50 |
| | | | | 競技開始 | |
| | | | | ・男女団体戦 | 開会式終了後 |
| | | | | 団体戦表彰式 | 14:00頃～ |
| | | | | 個人戦計量 | |
| | | | | ・非公式 | 14:15頃～ |
| | | | | ・公式① | 14:30頃～ |
| | | | 6月15日(日) | 開 場 8:00 | |
| | | | | 個人戦計量 | |
| | | | | ・非公式 | 8:00～ 8:30 |
| | | | | ・公式② | 8:30～ 9:00 |
| | | | | 審判監督会議 | 9:00～ 9:30 |
| | | | | 開始式 | 9:40～ 9:50 |
| | | | | 競技開始 | |
| | | | | ・男女個人戦 | 開始式終了後 |
| | | | | 閉 会 式 | 14:00頃～ |
| 6 | 会 | 場 | 秋田県立武道館柔道場
〒010-1623 秋田市新屋字砂奴寄2-2 TEL 018-862-6651 | | |
| 7 | 参 | 加 資 格 | (1) 学校教育法第1条に規定する中学校*に在籍し、本連盟に加盟している中学校の生徒で、競技要項により大会参加資格を得、校長が参加を認めた者。
※本連盟では、「中学校」とは中学校、特別支援学校の中等部とする。
(2) 参加生徒は、学校代表としてふさわしく、また、事前に健康診断を受け、日常健康観察の結果異常のない生徒であること。
(3) 保護者の同意を得た生徒であること。
(4) 過年齢生徒の参加については、体力的・技術的要因が大きく関わると考え、満16歳に達する年度まで出場できるものとする。
(5) 同一年度内の参加者は、全種目を通じて一人1種目とする。
(6) 参加資格の特例（地域クラブ活動に所属する中学生）
① 秋田県中学校体育連盟が認めた地域クラブ活動に所属し、競技団体への登録を行っている。 | | |

- ② 秋田市中学校体育連盟主催大会の参加を認める条件
- ア 秋田市中学校体育連盟の目的及び永年にわたる活動を理解し、それを尊重すること。
 - イ 生徒の年齢及び修業年限が我が国の中学校と一致している。
(中学校に在籍している生徒であること)
 - ウ 地域クラブ活動にあっては、日常継続的に指導資格を有する成人となる指導者のもとで活動が適切に行われていること。
 - エ 『秋田県学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン』(令和6年3月秋田県教育委員会発出)の「Ⅱ 新たな地域クラブ活動」を遵守していること。
 - オ 競技役員や審判など、運営上必要な事項に協力すること。
 - カ 地域クラブ活動の立ち上げから令和7年4月1日まで6ヶ月以上経過していること。
 - キ 地域クラブ活動は選手の参加について、募集要項やホームページ等で公募していること。
 - ク 地域クラブ活動としての独自の規約があること。
 - ケ 秋田県中学校体育連盟が求める大会参加に関する関係書類を提出すること。
 - コ 地域クラブ活動で全国中学校体育大会につながる大会に参加する生徒は、在籍中学校での大会参加は認めない。
- ③ 秋田市中学校体育連盟主催大会に参加した場合に守るべき条件
- ア 秋田市中学校体育連盟主催大会開催基準を守り、出場する競技種目の大会申し合わせ事項等に従うとともに、大会の円滑な運営に協力する。
 - イ 地域クラブ活動においては、責任ある代表者・指導者が生徒を引率する。(引率細則は適用する) また、万一の事故発生に備え、傷害保険等に加入するなどして、万全の事故対策を立てておく。
 - ウ 大会開催に関する経費については、必要に応じて、応分の負担をする。
 - エ 団体競技における地域スポーツ団体名での出場は1チームのみとする。
(複数の参加はできない)
- ④ 参加を認めない場合
- ア 秋田市中学校体育連盟主催大会参加申し込みに際して、参加条件に虚偽の内容が判明した場合。
- ※上記特例については、専門部ごとに大会参加に関する細則を加えることができる。

8 引率者及び監督等

- (1) 学校においては、引率者及び監督は出場校の校長・教員(非常勤は除く)・部活動指導員とする。ただし、部活動指導員は教育委員会設置要綱のもと、以下の条件を満たしていなければならない。また、中学校体育連盟が主催する大会で登録できる学校は1校のみであること。
- ① 満20歳以上であること。
 - ② 主催者からの要望があった場合、大会運営に協力する姿勢があること。
 - ③ 次のいずれかに当てはまる者とする。
 - ア 教育職員免許法に基づく免許を有する者。
 - イ (公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導資格を有する者。
 - ウ 自治体(含む教育委員会)、体育(スポーツ)協会、中学校体育連盟のいずれかが主催する研修を受講している者。

※ここでのいう「部活動指導員」は学校教育法施行規則第78条の2に示されている者であり、学校設置者により任用されている者をいう。
- (2) コーチについては、校長が認めた者とする。ただし、当該校の校長・中学校教職員・部活動指導員が他校のコーチとしてベンチに入ることは認めない(また、同一人が複数校のコーチにはなれない)。
- ※内部コーチ・・・当該校教職員(非常勤を除く)・部活動指導員。
 - ※外部コーチ・・・校長が学校部活動の指導者として承認した者で、日常的に部活動の指導に当たっている者。
 - ※校外コーチ・・・クラブ・道場などの指導に当たっている者。
- (3) その他の団体については、同一競技内において、中学校体育連盟が主催する大会(予選を含む)で監督、コーチとして登録できるチームは1校(チーム)のみであること。
- (4) 本大会に出場するチーム・選手の引率者・監督・コーチ等は、運動部活動の指導中における暴力・体罰・セクハラ等により任命権者または学校設置者から懲戒処分を受けていない者であることとする。また、外部の指導者は校長から暴力等に対する指導措置を受けていない者であることとする。校長は、この点を確認して、大会申込書を作成する。地域クラブ活動においても指導者に暴力等がないことを代表者が確認して、大会申込書を作成すること。何らかの形で虚偽や暴力等の事実が判明した場合は参加を認めない。

- (5) 出場校に当該競技部活動が設置されていない場合については、個人種目に限り別紙「秋田市中中学校体育連盟主催大会の引率・監督細則」に基づき、特例を認める。

9 参 加 人 員

- (1) 団体戦は、各校から男女各 1 チーム出場することができる。
- (2) ① 団体戦のチームは、1 校単位で編成したチームとする。
- ② 男子チームの人員は、監督 1 名・コーチ 1 名以内・選手 8 名以内とする。
- ③ 女子チームの人員は、監督 1 名・コーチ 1 名以内・選手 5 名以内とする。
- (3) 個人戦は、男女とも 8 階級とし、体重区分は次の通りとする。

① 男子	
5 0 kg 級 (50kg 以下)	5 5 kg 級 (50kg 超 55kg 以下)
6 0 kg 級 (55kg 超 60kg 以下)	6 6 kg 級 (60kg 超 66kg 以下)
7 3 kg 級 (66kg 超 73kg 以下)	8 1 kg 級 (73kg 超 81kg 以下)
9 0 kg 級 (81kg 超 90kg 以下)	9 0 kg 超 級 (90kg 超)
② 女子	
4 0 kg 級 (40kg 以下)	4 4 kg 級 (40kg 超 44kg 以下)
4 8 kg 級 (44kg 超 48kg 以下)	5 2 kg 級 (48kg 超 52kg 以下)
5 7 kg 級 (52kg 超 57kg 以下)	6 3 kg 級 (57kg 超 63kg 以下)
7 0 kg 級 (63kg 超 70kg 以下)	7 0 kg 超 級 (70kg 超)

10 競 技 規 則

- (1) 国際柔道連盟試合審判規程（2025 年 4 月 1 日より施行の改正ルール）及び国内における「少年大会特別規程」による。
- (2) 柔道衣は白色とする。
- (3) (公財)講道館から正式に段位証書が交付されている有段者は黒帯を用いること。
- (4) 女子の有段者は、白線なしの黒帯を使用すること。

11 競 技 方 法

- (1) 団体戦
- ① 男子は 1 チーム 5 人制、女子は 1 チーム 3 人制により試合を行う。
- ② 参加チーム数により、いずれかの方法で優勝を決定する。
- ア リーグ方式
- イ トーナメント方式
- ウ 予選リーグ及び決勝トーナメント方式
- ③ チーム編成は、男女とも体重の重い者を大将とし、以下順次体重順とする。交代の選手と入れ替えた場合においても、同様に体重順とする。試合毎の選手位置の入れ替え及び一度退いた選手の再出場は認めない。
- ※選手変更届は、基本的に前試合開始までに所定の場所にて受け付ける。
- ④ 試合時間は 3 分間とし、代表戦における延長戦（ゴールデンスコア）は無制限とする。
- ⑤ 勝敗の判定基準は、「一本」「技あり」「有効」又は「僅差（『指導』の差 2）」とする。
- ⑥ 優劣の成り立ちは以下の通りとする。
- | |
|-----------------------------|
| 「一本」＝「反則勝ち」>「技あり」>「有効」>「僅差」 |
|-----------------------------|
- ⑦ リーグ方式では、チーム間の内容が同等の場合は引き分けとする。また、リーグ方式の順位は次の方法によって決定する。
- ア チーム間における勝ち、引き分け、負けの率による。
- イ アにおいて同等の場合は、勝ち数の合計による。
- ウ イにおいて同等の場合は、勝ちの内容により決定する。
- エ ウにおいて同等の場合は、負け数の合計による。
- オ エにおいて同等の場合は、負けの内容により決定する。
- カ オにおいて同等の場合は、1 名による代表戦を 1 回行い、勝敗を決する。
- （3 校同等の場合は、代表者 3 名によるリーグ方式を行う。）
- ⑧ トーナメント方式の勝敗は、次の方法によって決定する。
- ア チーム間における勝ち数による。
- イ アにおいて同等の場合は、内容により決定する。
- ウ イにおいて同等の場合は、1 名による代表戦により決定する。
- ⑨ 代表戦は任意の選手とし、判定基準は個人戦と同様とする。
- ⑩ 代表戦で両者反則負けの場合には、両チームとも次の試合に進めない。

(2) 個人戦

- ① 男女とも、各階級の出場者が5名以下の場合はリーグ方式、6名以上の場合はトーナメント方式を行う。
- ② 試合時間は3分間とし、延長戦（ゴールデンスコア）は無制限とする。
- ③ 勝敗の判定基準は、「一本」「技あり」「有効」又は「僅差（『指導』の差2）」とする。得点差が無い場合は延長戦（ゴールデンスコア）により勝敗を決する。延長戦（ゴールデンスコア）で新たに指導差がついた時点で勝敗が決する。
- ④ リーグ方式の順位は次の方法によって決定する。

「一本」＝「反則勝ち」＞「技あり」＞「有効」＞「僅差」＞「GS勝ち」

 - ア 勝ち数による
 - イ アにおいて同等の場合は、勝ちの内容により決定する。
 - ウ イにおいて同等の場合は、負けの内容により決定する。
 - エ ウにおいて同等の場合は、抽選によるトーナメント方式を行い、勝敗を決する。
- ⑤ 両者反則負けの場合には、次の試合に進めない。

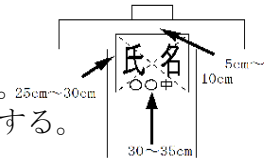
12 計 量・
柔道衣点検

(1) 【計 量】

- ① 公式計量の前に非公式計量（仮計量）を行うことを認める。
- ② 非公式計量は、指定時間内であれば、自由に体重を測定することができる。
- ③ 公式計量の時間については、個人戦前日の公式計量①と、個人戦当日の公式計量②を設定している。公式計量は①と②を合わせて1回とし、再計量は一切認めない。ただし、特別な事情（公共交通機関の乱れ等）がある場合には、あらかじめ監督を通じて大会委員長に連絡すること。
- ④ 公式計量の服装については、次の通りとする。
 - ア 団体戦 ○ 男子は下穿き、女子は試合用Tシャツと下穿きとする。
 - イ 個人戦 ○ 団体戦と同様、又は下穿きの代わりに下着又はスパッツの着用を認める。
※ 団体戦、個人戦どちらの場合においても、包帯・サポーター等の着用は一切認めない。
- ⑤ 公式計量の実施方法については、次の通りとする。
 - ア 団体戦 ○ チームごとに登録選手全員が測定を行うこと。
○ 順番の入れ替えがあった場合は、監督会議において周知する。
 - イ 個人戦 ○ 定められた階級の体重区分内にないものは失格とする。
※ 別室計量が必要な者は、あらかじめ申し出ること。
- ⑥ 計量において、不正・偽装行為（競技役員の指示なく、体重計から降りる等）が競技役員によって確認された場合、団体戦では該当校を、個人戦では該当選手を失格とする。

(2) 【柔道衣点検】

- ① 開会式・開始式終了時に審判員が目視にて行う（IJFマーク含）。
- ② 現行の（公財）全日本柔道連盟柔道衣規格に合格した柔道衣（上衣・下穿き・帯）を着用すること。（新規格の赤色のマーキングのもの）
- ③ 柔道衣に必ずゼッケン（学校名・名字入り）を縫い付けて出場すること。
 - ア 布地は白（晒、太綾）
 - イ サイズは横30～35cm、縦25～30cmとする。
 - ウ 名字（姓）は上側2／3、学校名は下側1／3とする。25cm～30cm
 - エ 書体は太字ゴシック体（明朝または楷書でもよい）とする。
 - オ 文字色は、男子が黒色、女子は濃い赤色とする。
 - カ 縫い付け場所は襟から5cm～10cm下部の位置で、周囲と対角線を強い糸で縫い付ける。
- ④ 女子は、上衣の下に白色又は白に近い色の半袖で無地のTシャツ又は半袖のレオタードを着用すること。
※ Tシャツのマーキングについては（公財）全日本柔道連盟が定める規定（平成25年4月1日より施行）に準ずる。
- ⑤ 試合時にサポーター等を着ける場合は柔道衣点検時に申し出ること。
- ⑥ 胸マーキング等について、道場名等は不可とする。



- 13 表 彰 (1) 団体戦優勝チームには優勝旗と賞状を授与する。
(2) 団体戦準優勝チーム及び3位のチームには賞状を授与する。
(3) 個人戦は、第1位から第3位までの選手に賞状を授与する。
- 14 参 加 申 込 (1) 別紙参加申込書に必要事項を記入の上、申込先へ申し込むこと。また、令和7年6月2日(月)必着とする。ただし、専門部会への持参を可とする。
(2) 5月21日(水)までに所定のファイルに入力の上、校務支援システムまたはEメールにて、次の申込先へ添付ファイルにて送付すること。
- 【申込先】〒010-0041 秋田市広面字鍋沼17番地
秋田市立城東中学校 担当 鈴木 雄大
TEL 018-834-9281 FAX 018-834-9297
E-mail suzuki-yuudai@edu.city.akita.akita.jp
- 15 抽 選 令和7年6月2日(月)14:00～ 秋田市立山王中学校にて各チーム代表者により抽選を行い、組合せを決定する。
- 16 そ の 他 (1) 申込に使用する漢字は原則として常用漢字・人名用漢字とし、プログラム掲載も同様とする。ただし、それ以外の漢字の使用を特に希望する場合は専門部へ相談すること。
(2) 大会期間中の負傷・疾病については、応急処置のみ実施する。学校においては、独立行政法人日本スポーツ振興センターの定めを適用し、地域クラブ活動においては、当該クラブ代表者の責任のもと加入している傷害保険等の定めを適用する。なお、大会参加者は、健康保険証を持参することが望ましい。
(3) 荒天や自然災害、緊急事態等の発生により、本要項に記載する競技日程どおり開催できず、上位大会への代表選考が困難な場合は、本専門部申し合わせ事項に基づき代表選考を行うこととする。
(4) 大会の主催者は、個人情報保護に関する法令を遵守し、別紙「秋田市中学校体育連盟個人情報保護方針」に基づき、取得する個人情報について適正に取り扱う。また、取得した情報は、競技大会の資格審査・大会運営上必要なプログラム編成及び作成・ホームページ・報道取材・記録発表(記録集)等のほか、競技運営及び競技に必要な連絡等に利用する。大会に参加する各選手はこれに同意する。しかし、同意が得られない事情がある場合は、秋田市中学校体育連盟及び専門部会へ連絡をし、適切に対処する。特に申出がない場合は上述内容を承諾したものとする。
(5) 観戦者における競技会場内、または応援席や駐車場等、会場周辺の事故、破損等については、大会主催者や施設管理者は一切責任を負わない。一切の事故等は自己責任であることを理解した上で観戦するものとする。
※「会場周辺の事故」には、競技中のボール等の用具が車や人に直撃した場合や、風や
(6) 監督・コーチの服装は審判員に準じた服装とする。
(7) 監督・コーチは、別紙「試合場におけるコーチの振る舞いについて」を熟読し、大会に参加すること。
(8) 皮膚真菌症(トングランス感染症)については、発症の有無を各所属の責任において必ず確認すること。感染が疑わしい、もしくは感染が判明した選手については、迅速に医療機関において的確な治療を行うこと。皮膚真菌症の感染が発覚した場合は、大会への出場ができないこともある。
(9) 脳震盪対応について、選手及び指導者は、次の①～④の事項を遵守する。
① 大会前1ヶ月以内に脳震盪を受傷した者は、脳神経外科の診察を受け、出場の許可を得ること。
② 大会中、脳震盪を受傷した者は、継続して当該大会に出場することは不可とする。なお、至急専門医(脳神経外科)の精査を受けること。
③ 練習再開に際しては、脳神経外科の診断を受け、許可を得ること。
④ 当該選手の指導者は大会事務局及び(公財)全日本柔道連盟に対し、書面により事故報告書を提出すること。
- 17 連 絡 先 〒010-0041 秋田市広面字鍋沼17番地 秋田市立城東中学校
TEL 018-834-9281 FAX 018-834-9297
E-mail suzuki-yuudai@edu.city.akita.akita.jp
秋田市中学校体育連盟柔道専門部委員長 鈴木 雄大